

徳島県公安委員会規則第18号

徳島県道路交通法施行細則及び道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則の実施に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年12月24日

徳島県公安委員会委員長 岡 田 好 史

徳島県道路交通法施行細則及び道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則の実施に関する規則の一部を改正する規則

(徳島県道路交通法施行細則の一部改正)

第1条 徳島県道路交通法施行細則（昭和47年徳島県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「第7章 雑則（第28条―第30条）」を「第7章 講習（第28条・第29条）
第8章 雑則（第30条）」に改める。

第19条の2第1項第1号ア及びイを次のように改める。

ア 原付免許及び小型特殊免許（法第97条の2の適用を受ける場合を除く。）の場合
合 徳島県警察本部交通部運転免許課長（以下「運転免許課長」という。）又は
署長（徳島中央署長及び鳴門署長を除く。）

イ アに規定する場合以外の場合 運転免許課長

第19条の2第1項第10号及び第11号中「各署長」を「署長」に改め、同条第2項中「前項第1号ア」を「前項第1号イ」に、「、普通免許」を「，普通免許」に改め、「第4号」の次に「，第5号」を加え、「及び第14号」を「，第14号及び第15号」に改め、同項ただし書を削る。

第20条各号列記以外の部分中「及び規則第30条の9第3項」を「、規則第30条の9第3項及び規則第30条の10第2項」に、「又は規則第30条の9第1項」を「、規則第30条の9第1項又は規則第30条の10第1項」に改め、同条第3号中「各署長」を「署長」に改める。

第23条を次のように改める。

第23条 削除

第7章の章名を次のように改める。

第7章 講習

第28条第1項第1号キ中「更新申請場所と講習場所が異なるとき又は」を削る。

第29条の見出し中「初心運転者講習」を「若年運転者講習等」に改め、同条各号列記以外の部分中「令第41条の2に規定する」を削り、同条第1号から第3号までの規定中「初心運転者講習」を「若年運転者講習」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定は、令第41条の2に規定する令第37条の11第7号の規定によるやむを得ないと認める事情について準用する。この場合において、同項中「若年運転者講習」とあるのは「初心運転者講習」と読み替えるものとする。

第30条の前に次の章名を付する。

第8章 雑則

別記様式第15号の11及び別記様式第15号の12を次のように改める。

(1枚目)

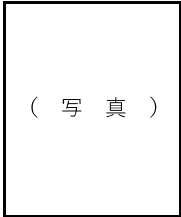
運転免許証更新申請書・更新時講習受講申出書

徳島県公安委員会 殿

申請日 年 月 日

ふりがな		電話番号				
氏 名		暗証番号	①		②	

記載事項変更	ふりがな	
	新氏名	
	新国籍 新本籍	
	新住所	
確認書類		住民票 ・ 個人番号カード ・ 公共料金 その他 ()



適性検査			条件（付与・解除・変更）					
裸眼	左	0.						
	右	0.						
	両	0.						
眼鏡 ・ コンタクト								
矯正	左	0.						
	右	0.						
	両	0.						
視野	左	度						
	右	度						
	計	度						
深視力	1	mm	聴力運動観察	適 ・ 否 適 ・ 否 合 ・ 不	検査者		確認	☐
2	mm							
3	mm							

(2枚目)

運転免許証更新申請書・更新時講習受講申出書

徳島県公安委員会 殿

年 月 日

住 所	市 郡
氏 名	

※太枠内のみ記載してください。

運転免許証の更新をしたいので下記の金額を納付する。

運転免許証更新手数料 (円)		
徳島県収入証紙貼付欄		
1	3	5
2	4	6

(3枚目)

運転免許証更新申請書・更新時講習受講申出書

徳島県公安委員会 殿

年 月 日

住 所	市 郡
氏 名	

※ 太枠内のみ記載してください。

更新時講習を受講したいので下記の金額を納付する。

講習手数料

受講する講習種別 (○印のもの)	優良講習 円	一般講習 円
	違反講習 円	初回講習 円

徳島県収入証紙貼付欄

1	3	5
2	4	6

更新時講習受講申出書 年 月 日 徳島県公安委員会 殿 申請者住所 氏 名 道 路 交 通 法 第 1 0 8 条 の 2 第 1 項 第 1 1 号 に 規 定 す る 講 習 を 受 講 し ま す 。	
受 講 日 時	年 月 日
講 習 種 別	
手 数 料	

別記様式第17号から別記様式第19号までを次のように改める。

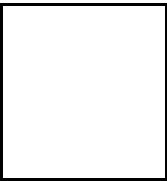
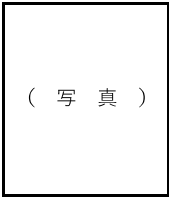
運 転 経 歴 証 明 書 交 付 申 請 書

徳島県公安委員会 殿

申請日 年 月 日

ふりがな		連絡先	
氏 名			
代理人	続柄 ()	代理人 連絡先	

記 載 事 項 変 更	ふりがな	
	新氏名	
	新国籍	
	新本籍	
	新住所	
確認書類	住民票 ・ 個人番号カード ・ 公共料金 その他 ()	



取消年月日	年 月 日
交付年月日	年 月 日
受付場所	
	確認 ☐

(2枚目)

運転経歴証明書交付申請書（手数料納付書）

徳島県公安委員会 殿

年 月 日

住 所	市 郡
氏 名	

※太枠内のみ記載してください。

運転経歴証明書の交付を受けたいので下記の金額を納付する。

運転経歴証明書交付手数料（ 円）		
徳島県収入証紙貼付欄		
1	3	5
2	4	6

運 轉 經 歷 証 明 書 記 載 事 項 變 更 届

徳島県公安委員会 殿

申請日	年 月 日
-----	-------

ふりがな			電話番号	
届出者氏名				
変 更 事 項	ふりがな			
	氏 名			
	生年月日	年	月	日
	住 所			

※太枠内のみ記載

Category	Sub-category	Value
A	1	10
	2	20
B	1	30
	2	40
C	1	50
	2	60
D	1	70
	2	80
E	1	90
	2	100

確認書類	☐ 住民票 ☐ 個人番号カード ☐ 公共料金 ☐ その他（ ）							
照会番号						受付場所		

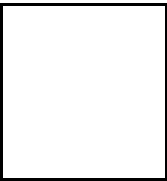
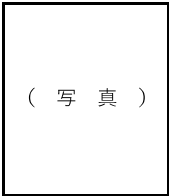
運 転 経 歴 証 明 書 再 交 付 申 請 書

徳島県公安委員会 殿

申請日 年 月 日

ふりがな		連絡先	
氏 名			

記載事項変更	ふりがな 新氏名	
	新生年月日	
	新住所	
確認書類	住民票 ・ 個人番号カード ・ 公共料金 その他 ()	



取得年月日	年 月 日
交付年月日	年 月 日
受付場所	
	確認 ☐

運 転 経 歴 証 明 書 亡 失 等 て ん 末 書			
日 付	年 月 日 (～ 年 月 日頃までの間)	届 出	有 ・ 無
場 所			
状 況			
☐ 上記のとおり、事実と相違ありません。 ☐ また、旧運転経歴証明書を発見したときは、必ず返納します。 氏 名 _____			

運転経歴証明書再交付申請書（手数料納付書）

徳島県公安委員会 殿

年 月 日

住 所	市 郡
氏 名	

※太枠内のみ記載してください。

運転経歴証明書の再交付を受けたいので下記の金額を納付する。

運転経歴証明書再交付手数料（ 円）		
徳島県収入証紙貼付欄		
1	3	5
2	4	6

（道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則の実施に関する規則の一部改正）

第2条 道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則の実施に関する規則（平成6年徳島県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。
別記様式第3号から別記様式第3号の3までを次のように改める。

別記様式第 3 号(表)

第 年 月 日										
意見の聴取通知書										
あなたに対する下記理由による処分に係る道路交通法第 1 0 4 条第 1 項の規定による意見の聴取を下記により行いますから、定刻までに出席されるよう通知します。										
意見の聴取日時		年 月 日 時 分								
意見の聴取場所										
処 分 を し よ う と す る 理 由										
年 月 日 時ころ における交通違反（交通事故）により、次のとおり行政処分の基準に該当することとなったためです。										
処 分 理 由	違反(事故)発生年月日	違 反 行 為 の 種 別 等			交通事故の種別					点数
					物	傷	死	軽	重	
		過 去 3 年 以 内 の 行 政 処 分 歴		回	累積点数				点	

※ 裏面を必ずお読み下さい

(裏)

留 意 事 項

- 1 出席の有無を必ず同封のはがきで至急回答してください。
- 2 あなた又はあなたの代理人が正当な理由がなく出席しなかったときは、意見の聴取を行ったものとして処分を決定します。
- 3 あなたが出席できないときは、代理人を出席させることができます。
なお、代理人を出席させるときは、代理人資格証明書に記入し、署名押印して、意見の聴取の期日までに提出してください。
- 4 あなた又はあなたの代理人は、意見の聴取において事案について意見を述べ、かつ、有利な証拠を提出することができます。
- 5 意見の聴取の期日において、補佐人とともに出席しようとする場合には、その者の氏名、住所、あなたとの関係及び補佐する事項を記載した補佐人出頭許可申請書等を意見の聴取の期日までに行政庁に提出して許可を受けてください。
- 6 当日は、意見の聴取通知書・免許証（停止処分中の場合は運転免許停止処分書）を持参してください。意見の聴取終了後、停止処分中の方などを除き当日から行政処分を行う予定ですから、自動車又は原動機付自転車は運転しないで、おいでください。

第 号

年 月 日

意見の聴取通知書

住 所

殿

徳島県公安委員会

道路交通法第104条の2の2第6項の規定に基づき、あなたに対する下記理由による処分に係る意見の聴取を下記により行うので出頭されるよう通知します。

意見の聴取期日	
意見の聴取場所	
処分をしようとする理由	

- 備考
- 1 あなた又はあなたの代理人が正当な理由がなくて出頭しなかったときは、意見の聴取を行わないで処分をします。
 - 2 あなたが代理人を意見の聴取に出席させようとするときは、代理人1人を選任し、意見の聴取の期日までに、代理人の氏名及び住所並びにあなたが代理人に対してあなたのために意見の聴取に関する一切の行為をすることを委任する旨を記載した文書を提出してください。
 - 3 あなた又はあなたの代理人は、意見の聴取において、事案について意見を述べ、かつ、有利な証拠を提出することができます。

		第	号
		年	月
		日	
意見の聴取通知書			
住所			
殿			
徳島県公安委員会			
道路交通法第104条の2の4第6項の規定に基づき、あなたに対する下記理由による処分に係る意見の聴取を下記により行うので出頭されるよう通知します。			
意見の聴取期日			
意見の聴取場所			
処分をしようとする理由	1	道路交通法第108条の3の3の規定による通知を受けた後、同法第102条の3の規定に違反して同法第108条の2第1項第14号に掲げる若年運転者講習を受けなかったため	
	2	道路交通法第108条の2第1項第14号に掲げる若年運転者講習終了後、同法第102条の3に規定する若年運転者期間が経過することとなるまでの間に自動車等の運転に関し同法の規定等に違反する行為をし、当該行為が道路交通法施行令第39条の2の2の基準に該当することとなったため	
		若年運転者講習受講年月日	
		年	月
		日	
		違反行為等の発生年月日	違反行為等の種別
		点数	
			合計点数
備考 1 あなた又はあなたの代理人が正当な理由がなくて出頭しなかったときは、意見の聴取を行わないで処分をします。			
2 あなたが代理人を意見の聴取に出席させようとするときは、代理人1人を選任し、意見の聴取の期日までに、代理人の氏名及び住所並びにあなたが代理人に対してあなたのために意見の聴取に関する一切の行為をすることを委任する旨を記載した文書を提出してください。			
3 あなた又はあなたの代理人は、意見の聴取において、事案について意見を述べ、かつ、有利な証拠を提出することができます。			

別記様式第 6 号を次のように改める。

別記様式第 6 号

意 見 の 聴 取 調 書	
期 及 び 場 所	
意 見 の 聴 取 の 件 名	
当事者住所・氏名	
主 宰 者 の 職 名 及 び 氏 名	印
説 明 等 職 員	
代 理 人 ・ 補 佐 人 参 考 人 ・ 関 係 人 の 住 所 ・ 氏 名	
有 利 と な る 証 拠 及 び 提 出 さ れ た 証 拠 の 標 目	

当事者又はその 代理人の意見の 陳述要旨	
過去の違反、事故 等の累積点内容に 対する弁明の有無	
司法処分の状況 及びその結果	☐ 罰金 万円 ☐ を既に納めました。 ☐ の通知を受けています。 ☐ 正式裁判を受けています。 月 日が第 回公判です。 ☐ 検察官の調べは終わりました。 ☐ 検察官の調べはまだです。 ☐
参考人又は 関係人の 陳述要旨	
その他参考と なるべき事項	

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 7 年 1 月 5 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の徳島県道路交通法施行細則別記様式第17号の運転経歴証明書交付申請書及び別記様式第18号の運転経歴証明書記載事項変更届は、それぞれこの規則による改正後の徳島県道路交通法施行細則の相当様式による書面とみなし、当分の間、なおこれを使用することができる。
- 3 この規則の施行の際現に交付されているこの規則による改正前の徳島県道路交通法施行細則別記様式第17号の運転経歴証明書交付申請書及び別記様式第18号の運転経歴証明書記載事項変更届並びにこの規則による改正前の道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則の実施に関する規則別記様式第 3 号から別記様式第 3 号の 3 までの通知書は、それぞれこの規則による改正後の徳島県道路交通法施行細則又は道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則の実施に関する規則の相当様式により作成されたものとみなす。